

可児市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出削減を図るため、可児市太陽光発電設備等設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、可児市補助金等交付規則（昭和60年可児市規則第24号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 この要綱において、補助の対象となる太陽光発電設備等（以下「設備」という。）は、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 太陽光発電設備

- ア 商用化され、導入実績があるもの。
- イ 中古設備及びリース設備ではないもの。
- ウ 増設、買い替え及び設備改修ではないもの。

(2) 蓄電池

- ア 商用化され、導入実績があるもの。
- イ (1)で導入する太陽光発電設備の付帯設備であるもの。
- ウ 定置用であるもの。
- エ 中古設備及びリース設備ではないもの。
- オ 増設、買い替え及び設備改修ではないもの。
- カ 平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であるもの。
- キ 停電時のみに利用する非常用予備電源ではないもの。
- ク 15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下の蓄電池であるもの。
- ケ 別添1「蓄電池の仕様」を満たすもの。

(補助対象経費)

第3条 この要綱において、補助の対象となる経費は、エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に効果がある設備の購入費用及び設置に係る工事費用とする。

(補助対象者)

第4条 市長は、市内に住所を有する者又は第10条に規定する可児市太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書を提出するまでに転入する者で、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 市内で自ら所有し居住する専用住宅（常時居住の用に供する家屋をいう。）の敷地内にエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果がある設備を設置する者であること。
- (2) 市税、国民健康保険税、使用料、負担金その他これらに準ずる債務を滞納していない者であること。
- (3) 補助対象設備について、国や岐阜県から他の補助金等を受けて事業を実施しない者であること。
- (4) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以

下「再エネ特措法」という。)に基づくF I T制度又はF I P制度の認定を取得しない者であること。

- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わない者であること。
- (6) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項(ただし、専らF I T制度の認定を受けた者に対するものを除く)を遵守できる者であること。
- (7) 発電した電力量の30%以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費する者であること。
- (8) 設備設置によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させることができる者であること。
- (9) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わない者であること。
- (10) 可児市暴力団排除条例(平成24年可児市条例第20号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団員等でないこと。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、別表1のとおりとする。

2 補助金を交付することができる回数は、住宅1戸につき1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、可児市太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 対象設備の設置に係る見積書の写し
- (2) 対象設備の設置場所及び付近の見取図
- (3) 対象設備の仕様書
- (4) 委任状(事務等代行者へ委任する場合に限る。)
- (5) 誓約書(申請者・事業者)
- (6) 発電電力の消費量計画書
- (7) 発行後3カ月以内の市税完納証明書(交付申請書を提出する年度の1月1日時点で市内に住所を有しない者に限る。)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、速やかにその内容等を審査し、補助金の交付を決定したときは、可児市太陽光発電設備等設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不適当と認められたときは、可児市太陽光発電設備等設置費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）

は、交付決定の通知を受けた後に補助金の交付申請の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは取下げしようとするときは、速やかに可児市太陽光発電設備等設置費補助金（変更・中止・取下）承認申請書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該変更等を承認すべきと認めたときは、可児市太陽光発電設備等設置費補助金（変更・中止・取下）決定通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

（状況報告書）

第9条 市長は、必要と認めるときは、交付決定者に対して、事業の進捗状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができる。

（実績報告書）

第10条 交付決定者は、対象設備の設置が完了したときは、速やかに可児市太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 対象設備の設置に係る契約書及び領収書の写し
- (2) 対象設備の保証書及び取扱い説明書の写し
- (3) 電力会社との接続契約書及び買電契約書等の写し
- (4) 対象設備の設置状況を把握できる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものかどうかを調査し、適正だと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、可児市太陽光発電設備等設置費補助金額の交付額確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 交付決定者は、前条の額の確定通知を受けた後、速やかに可児市太陽光発電設備等設置費補助金交付請求書（様式第8号）を提出するものとし、市長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

（財産処分等の制限）

第13条 前条の規定による補助金の交付を受けた者（以下「交付者」という。）は、対象設備の法定耐用年数の期間内において、その対象設備を補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供する（以下「財産処分等」という。）ときは、あらかじめ可児市太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により対象設備を財産処分等を行う場合は、事後に当該申請書を提出することができるものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該財産処分等を承認す

べきと認めたときは、可児市太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認通知書（様式第 10 号）により、交付者に通知するものとする。

（補助金の再確定）

第 14 条 交付決定者は、第 11 条の規定による額の確定通知を受けた後において、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した可児市太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書（様式第 6 号）を第 10 条に準じて提出するものとする。

2 市長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 11 条に準じて改めて額の再確定を行うものとする。

3 市長は、交付決定者に交付すべき補助金の額を再確定した場合において、その額を超える補助金がすでに交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第 15 条 市長は、交付者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令等又は法令等に基づく市長の処分若しくは指示に従わないとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

2 市長は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 市長は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

（現地調査等）

第 16 条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて現地調査等を行うことができる。

2 市長は、交付者に対し、必要に応じて事業の成果を示すデータの提供その他の協力を求めることができる。

（関係書類の保管）

第 17 条 交付者は、補助金の申請書、実績報告書に関連する書類を、事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間保存するものとする。

（その他）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 1 日から施行し、令和 4 年度については、補助対象設備の設置に係る契約を令和 4 年 5 月 30 日以降にした者に適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表 1（第 5 条関係）

事業区分	補助金の額
太陽光発電設備	7 万円／kW と 1 kW 当たりの工事費とを比較して少ない方の額 ※ 千円未満切捨て ※ 一戸につき上限 5 kW（小数点以下の端数切捨て）
蓄電池	蓄電池の価格（工事費込み・税抜き）（円／kWh）の 3 分の 1 の額 ※ 千円未満切捨て ※ 一戸につき上限 5 kWh（小数点第 2 位以下の端数切捨て）